

陳情第1号 資料

陳情第1号「川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情」資料

1 図書館の現状について

(1) 市立図書館の設置状況

	館名	設立	延床面積	蔵書数
1	川崎図書館	平成7（1995）年4月	1,179 m ²	183,434 冊
2	田島分館	平成4（1992）年10月	203 m ²	47,135 冊
3	大師分館	平成7（1995）年11月	265 m ²	48,741 冊
4	幸図書館	昭和55（1980）年7月	886 m ²	144,750 冊
5	日吉分館	平成15（2003）年7月	245 m ²	40,879 冊
6	中原図書館	昭和35（1960）年4月 平成25（2013）年4月移転	4,497 m ²	406,252 冊
7	高津図書館	昭和12（1937）年4月 昭和63（1988）年3月移転	2,196 m ²	249,549 冊
8	橘分館	平成5（1993）年10月	247 m ²	37,893 冊
9	宮前図書館	昭和60（1985）年7月	1,448 m ²	244,043 冊 (自動車文庫含む)
10	多摩図書館	昭和47（1972）年4月 平成9（1997）年1月移転	1,725 m ²	271,527 冊
11	菅閲覧所	平成5（1993）年9月	348 m ²	29,184 冊
12	麻生図書館	昭和60（1985）年7月	1,346 m ²	208,645 冊
13	柿生分館	平成15（2003）年6月	269 m ²	42,255 冊

令和2（2020）年3月31日現在

(2) 館外での図書館サービスの現状

ア 自動車文庫の運行

貸出カードは図書館と共通で、一人10冊まで貸出（図書館で借りている冊数と合わせて）を受けることができ、また、図書館で借りた資料を自動車文庫に返却することができるなど、より身近な場での図書館サービスとして自動車文庫を運行している（市内21ポイント）。

イ 返却ボックスの設置

市立図書館で借りた資料を図書館施設以外で返却できるようにすることで、図書館利用者の利便性の向上及び図書資料の返却率の向上、好循環を図り、もって限られた資料を多くの方に御利用いただくことを目的として、現在、市内6か所に返却ボックスを設置している。

【現設置場所】 JR鹿島田駅改札前、JR武蔵中原駅構内、高津市民館、
鷲沼行政サービスコーナー、有馬・野川生涯学習支援施設（アリーノ）、
登戸行政サービスコーナー

ウ 障害者向けサービスの実施

本市に居住し、身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方、療育手帳の交付を受けている方、要介護・要支援の認定を受けた方から、電話、FAX、電子メール等での申込により、郵送（無料）で資料を提供する障害者向けサービスを実施している。

エ ICTの活用

川崎市立図書館ホームページから利用者による蔵書検索、予約、借りている本の一覧や貸出期限等の利用状況を確認できるほか、電子メールによるレファレンスサービスの実施や予約受付メール、返却期限通知メールの送信等、ICTの活用を進めている。

オ 学校との連携

(ア) 学校図書館有効活用事業

地域における身近な読書の場として、市立学校10校において、学校教育活動に支障のない範囲で学校図書館を地域住民に開放し、図書の貸出事業を行っている。

〈中原区〉井田小学校・下河原小学校、	〈高津区〉西梶ヶ谷小学校・久地小学校、
〈宮前区〉稗原小学校・土橋小学校、	〈多摩区〉宿河原小学校・南菅中学校、
〈麻生区〉金程小学校・岡上小学校	

(イ) 大学との連携

市内等大学4校と相互協力の覚書を締結し、市民に大学図書館をご利用いただいている。

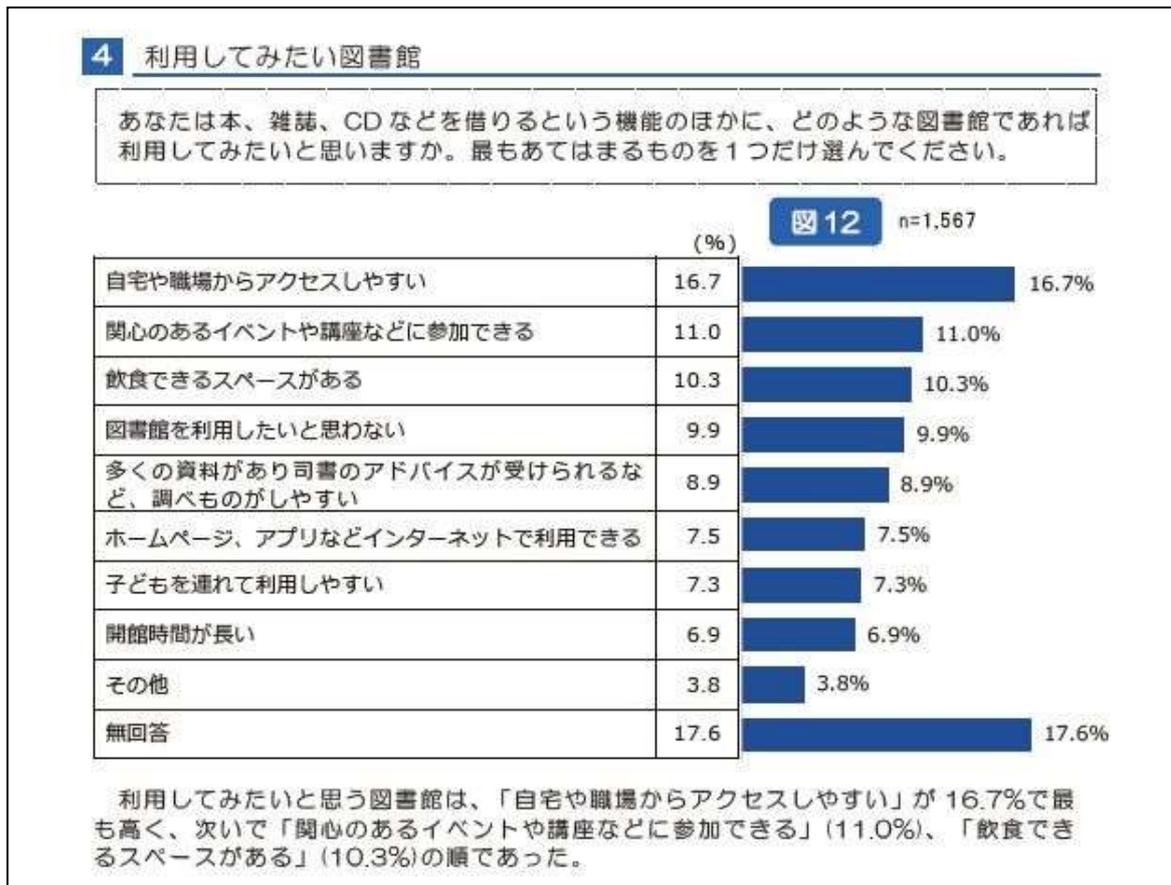
専修大学図書館	和光大学附属梅根記念図書・情報館	明治大学生田図書館
日本映画大学附属図書館		

カ 他自治体との連携

近隣の4自治体と相互利用に関する協定を締結し、相互の市民にそれぞれの自治体の図書館をご利用いただいている。

稲城市立図書館	狛江市立図書館	町田市立図書館	横浜市立図書館
---------	---------	---------	---------

【参考】令和元(2019)年度第2回かわさき市民アンケート概要版 抜粋



2 資料費の推移

(1) 過去5年間の資料費決算額等

年 度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
資料費（千円）	99,537	112,321	109,280	105,273	107,832
川崎市の人口（人）	1,481,183	1,496,035	1,509,887	1,522,241	1,535,415
市民1人当たり資料費(円)	67	75	74	69	70
蔵書数（冊）	1,936,764	1,941,936	1,934,938	1,945,367	1,954,287
タイトル数	約 83 万	約 84 万	約 85 万	約 86 万	約 87 万

(2) 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の目標値

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号）
においては、目標値の設定の記載はありません。

平成 24 年 8 月に学識経験者等で構成される「これからの図書館の在り方検討協力者会議」からの報告書としてまとめられた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直し」についての参考資料「2 目標基準例」に、日本図書館協会が作成した資料として、『「貸出密度上位の公立図書館整備状況 2011」（日本図書館協会事務局）』の表内「人口当資料費(円)」／政令指定都市の欄に 268.6 円との記載があります。

3 市立図書館の運営状況について

(1) 市職員による主な業務

レファレンス、資料の選書等の業務については、市職員による業務としている。

- ア レファレンス、読書相談
- イ 資料の選書、発注、除籍
- ウ 登録カウンター業務
- エ 蔵書点検
- オ 読書普及に係る企画、事業実施（企画展示、おはなし会等）
- カ 周知・広報に関する業務
- キ システム管理業務
- ク 市民ボランティアの育成
- ケ 市民ボランティアとの連携・協働

(2) 民間事業者への主な委託業務

職員が専門性を発揮し、レファレンス業務等に専念できるよう、業務の一部を民間事業者に委託している。

- ア 平成 16（2004）年度から
 - (ア) 返却カウンター業務
 - (イ) 配架業務
 - (ウ) 書庫出納業務
 - (エ) 予約・巡回資料処理業務
- イ 平成 18（2006）年度から
 - (ア) 貸出カウンター業務
- ウ 平成 25（2013）年度から
 - (ア) 自動予約棚コーナーの利用案内・補助（中原図書館のみ）

エ 貸出・返却カウンター等業務委託料（単位：千円）

平成 27（2015）年度 200,348／平成 28（2016）年度 192,568／平成 29（2017）年度 197,911
平成 30（2018）年度 209,006／令和元（2019）年度 211,615

4 職員配置状況

(1) 正規職員数及び司書（司書補含む）有資格者の推移

	年 度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
地区館	正規職員数（人）	63	63	63	64	63
	うち有資格者数（人）	37	34	33	37	37
プラザ館	正規職員数（人）	16	16	16	16	16
	うち有資格者数（人）	4	2	3	1	1

(2) 司書講習派遣者数

年 度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
派遣者数（人）	1	2	2	2	1

5 陳情の要旨に対する本市の考え方について

(1) 子どもでも高齢者でも歩いていけるように、将来的に中学校区に一つ、図書館をつくってください。

本市では、現在、各区地区館及び分館・閲覧所の 13 館を中心とした図書館サービスのほか、自動車文庫による市内循環（21 か所）、図書館施設以外への返却ボックス（6 か所）の設置、学校図書館有効活用事業による学校図書館の地域開放（10 校）、加えて、市内等大学図書館（4 校）や他自治体（4 自治体）との相互連携などの取組を進めています。

「今後の市民館・図書館のあり方（案）」の中では、市民の多様なニーズへの対応を図るため、ICT を活用した新たなサービスの導入にむけた検討を進めるとともに、市立図書館全体の共同書庫や他施設等との連携による貸出・返却ポイントの設置等についての可能性の検討を行うなど、超高齢社会の到来等の社会状況の変化などへの適切な対応を図っていくこととしております。

また、現在、新たな施設の整備の予定はございませんが、この、あり方における事業・サービスの展開の方向性に基づいた取組を図るとともに、「資産マネジメント第 3 期取組期間の実施方針」の策定に向けた取組の動向や社会状況の変化等を踏まえた長寿命化のための施設整備を計画的かつ効率的・効果的に進めていくことにより、市民への図書館サービスの提供を推進してまいります。

(2) 市民の資料要求に応えるため、市民一人当たり 150 円以上の資料費の予算を確保してください。

社会教育施設として、市民の多様な読書ニーズへの対応を図るためには、図書資料の充実が重要であると考えています。

今後も効率的・効果的な図書・資料の収集・保存を行うため、集中選定による図書・資料の購入、各館での分担収集による保存や除籍等を含め、蔵書構築の考え方を整理しながら、必要な予算の確保に努め、市民の多様な読書ニーズへの適切な対応を図っていきます。

(3) **図書館と利益を求める民間企業は矛盾します。自治体が責任をもって、直営で運営してください。**

「今後の市民館・図書館のあり方(案)」では、図書館法等に則り、資料の収集、資料の貸出・返却、レファレンスサービス、読書普及活動などを実施するとともに、利用者や関係団体、地域等との協働・連携による、対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討やスペースの有効活用、サービスの質の向上のための民間活用などの効率的・効果的な事業・サービス提供手法を検討していきます。

また、今後の管理運営についても、より一層の全市的な図書館サービスの充実や求められる多様なニーズへの柔軟な対応など、「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえながら効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

(4) **図書館に正規司書を増員してください。**

図書館職員は、図書館の目的を果たすための専門的職員としての役割を担っていることから、図書館業務に関する基礎的・基本的な研修を実施しているほか、文部科学省と国立教育政策研修所が主催する図書館司書講習に派遣をしています。

今後につきましても、「今後の市民館・図書館のあり方(案)」でお示しをしているように、関係部署とも連携しながら幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のための知識や技能などを身に付けるための計画的・体系的な研修事業の再構築を進めるなど、事業推進に向けた人材育成を推進していきます。